

## 船舶事故調査報告書

令和4年10月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	令和3年11月3日 05時30分ごろ
発生場所	三重県志摩市安乗崎南方沖 安乗崎灯台から真方位188° 370m付近 （概位 北緯34° 21.7′ 東経136° 54.5′）
事故の概要	漁船浦良丸は、操業中、機関室から火災が発生した。 浦良丸は、機関室等に焼損を生じた。
事故調査の経過	令和3年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 浦良丸、0.9トン ME3-52067、個人所有 6.90m (Lr) × 1.70m × 0.49m、FRP ディーゼル機関、52.3kW、昭和58年9月28日 第243-41456号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月30日 免許証交付日 令和2年3月9日 （令和7年3月20日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関室等に焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時14分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、いせえび漁の刺し網を揚網する目的で、令和3年11月3日05時00分ごろ、安乗崎南方沖の漁場に向け、志摩市安乗漁港を出港した。 本船は、05時15分ごろ、漁場に到着、船長が引き続き操舵スタンドで操舵し、甲板員が右舷船首部の巻揚げ機を用いて揚網作業を開始した。 船長は、05時30分ごろ、揚網作業をしながら本船を約2ノット

の対地速力で東進中、甲板員より巻揚げ機が停止したので機関室を確認して欲しいと言われたので、主機を中立にして操縦スタンドの船首側に設置された機関室の出入口のハッチを開けたところ、白煙が充満しており、炎を認めた。

船長は、火勢が強かったので初期消火を断念し、甲板員と共に、本船の付近で操業しており、火災に気付いて救助に来た僚船に移乗した。

陸上にいた住民は、本事故の発生を目撃し、118番通報した。

船長及び甲板員は、僚船で一旦、安乗漁港に戻り、消火作業の応援を別の僚船2隻に求めて本船に戻った。

本船は、別の僚船2隻での海水による消火作業により鎮火し、救助に来た巡視艇の監視の中、来援した漁業協同組合の船舶によりえい航されて、安乗漁港に到着した。(写真1、写真2参照)



写真1 えい航中の本船



写真2 陸揚げされた本船

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船は、船齢が約38年であり、船舶所有者が新艇で購入し、主として冬場（11月～3月）に、月平均で約7～10日間使用していた。

本船は、本事故の前に不具合が生じていなかったため、今まで電気業者による絶縁抵抗試験等の電氣的な点検が行われていなかった。

巻揚げ機は、本事故の前に不具合を生じていなかったため、今まで整備されていなかった。

本船の機関室の後方にあるバッテリー室には、12Vバッテリーが3台設置されており、2台が直列に接続されて24Vとして配線用遮断器を経て航海灯及び作業灯に配線され、また、1台が12Vで配線用遮断器の設置はされてなく、開閉器を経て主機のセルモータ及び巻揚げ機のモータに配線されていた。

消防本部によれば、主機の破損及び排気系統、燃料系統において顕著な焼損がなく、何らかの理由で巻揚げ機が動かなくなり、巻揚げ機のモータに過電流が流れたことで、配線が発熱して被覆が燃え、船体に延焼したものと判定した。

本船は、消火設備として、機関室に持運び式消火器1本、バケツ1個を備えていたが、火災探知器は設置されていなかった。

分析

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

あり  
あり  
なし

本船は、巻揚げ機のモータとバッテリー間との電気配線に配線用遮断器を設置されていない中、安乗崎南方沖において操業中、稼働中の巻

	<p>揚げ機のモータの電気配線に過電流が流れたことから、配線が過熱し、被覆が出火して船体に延焼したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、巻揚げ機のモータとバッテリー間との電気配線に配線用遮断器を設置されていない中、安乗崎南方沖において操業中、稼働中の巻揚げ機のモータの電気配線に過電流が流れたため、配線が過熱し、被覆が出火して船体に延焼したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、巻揚げ機のモータとバッテリー間との電気配線に配線用遮断器を設置することが望ましい。</li> <li>・ 船舶所有者は、定期的に電気業者による絶縁抵抗試験等の電気的な点検整備を行うことが望ましい。</li> <li>・ 船舶所有者は、機関室火災を想定して直ちに消火作業ができるように持運び式消火器を操縦スタンド等に設置することが望ましい。</li> <li>・ 船舶所有者は、法令で火災探知器及び自動拡散型消火器の設置が求められる船舶以外の小型船舶にあっても、機関室には火災探知器及び自動拡散型消火器を設置することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

